

高知県社会福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又はケアハウス）
に対する指導監査方針

社会福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又はケアハウス）に対する指導監査については、過去の指導監査結果に留意するとともに、厚生労働省の指導監査指針（令和3年11月15日付け老発1115第4号）「老人福祉施設に係る指導監査について」を踏まえ、次に掲げる確認項目、確認文書及び高知県社会福祉法人等指導監査実施要綱等に基づき実施する。

令和6年7月31日策定

社会福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及びケアハウス）に対する
指導監査の確認項目及び確認文書

確認項目			確認文書
人員	職員の配置 （養第12条） （特第12条、第56条） （軽第11条）	・入所者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が配置されているか ・専門職は必要な資格を有しているか	・職員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの （例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・職員の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） ・資格要件の合致していることがわかるもの （例：職員の資格証の写し）
設備	設備 （養第3条、第4条、第11条） （特第3条、第4条、第11条、第35条、第55条、第61条） （軽第3条、第4条、10条）	・必要な設備を有しているか【目視】 ・目的に沿った仕様になっているか【目視】	・平面図
運営	運営規程 （養第7条） （特第7条、第34条） （軽第7条）	・運営における重要事項(別表)について定めているか	・運営規程
	非常災害対策 （養第8条） （特第8条） （軽第8条） （条例第3条）	・非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか ・当該マニュアルの概要を施設の見やすい場所に掲示しているか ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか ・避難・救出等の訓練を定期的に行っているか	・非常災害時対応マニュアル ・非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画） ・運営規程 ・避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの ・通報、連絡体制がわかるもの

確認項目		確認文書
記録 (養第9条) (特第9条) (軽第9条)	・入所者の処遇(入所者の処遇に関する計画、具体的な処遇の内容、その他必要な事項)を記録し、保存しているか	・サービス提供記録 ・処遇に関する記録 ・モニタリングの結果がわかるもの
施設長 (養第6条、第12条) (特第6条、第12条、第56条) (軽第11条)	・施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	・施設長の雇用形態がわかるもの ・施設長の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (勤務体制一覧表、勤務実績表) ・施設長の勤怠状況がわかるもの(例：タイムカード、勤怠管理システム)
入退所 (養第14条) (特第13条) (軽第14条)	・入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか ・入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員等)で定期的に協議・検討しているか(養護老人ホームを除く)	・アセスメントの結果がわかるもの ・モニタリングの結果がわかるもの ・施設サービス計画 ・入所検討委員会会議録
処遇に関する計画 (養第15条) (特第14条)	・入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画が立てられているか ・当該計画に際し、本人や家族に説明し、同意を得ているか ・達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が立てられているか	・処遇に関する(施設サービス)計画(入所者の同意があったことがわかるもの) ・サービス提供記録 ・処遇に関する記録
処遇方針 (養第16条) (特第15条、第36条) サービスの提供の方針 (軽第17条)	・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ・身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか ・身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行っているか	・身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
介護 (特第16条、第37条、第57条、第62条)	・入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか	・サービス提供記録

確認項目		確認文書
入所者の入院期間中の取扱い (特第22条)	・ おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか	・ サービス提供記録
緊急時等の対応 (特第22条の2)	・ 配置医師等との連携方法その他の緊急時における対応方法が定められているか ・ 当該方法は年1回以上見直されているか	・ 緊急時等における対応方法を定めたもの
勤務体制の確保等 (養第23条) (特第24条、第40条) (軽第24条)	・ 職員の勤務体制が定められているか ・ サービス提供は施設の職員によって行われているか(特別養護老人ホームに限る) ・ 入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか(同上) ・ 資質向上のために研修の機会を確保しているか ・ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか ・ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	・ 職員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例：勤務体制一覧表、勤務実績表) ・ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策定等 (養第23条の2) (特第24条の2) (軽第24条の2)	・ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ・ 職員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的実施しているか ・ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	・ 業務継続計画 ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (特第25条、第41条) (軽第25条)	・ 入所定員(又はユニットごとの入居定員)を上回っていないか	・ 国保連への請求書控え
衛生管理等 (養第24条) (特第26条) (軽第26条)	・ 感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の措置を講じているか ・ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね3月に1回以上) ・ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針の整備 ・ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の定期実施	・ 感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ・ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針 ・ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの

確認項目		確認文書
秘密保持等 (養第26条) (特第28条) (軽第29条)	・ 個人情報の利用に当たり、入所者及び家族から同意を得ているか ・ 退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか	・ 個人情報の使用に関する同意書 ・ 職員の秘密保持誓約書
苦情処理 (養第27条) (特第29条) (軽第31条)	・ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか ・ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録
事故発生の防止及び発生時の対応 (養第29条) (特第31条) (軽第33条)	・ 事故発生の防止のための指針を整備しているか ・ 市町村、入所者家族等に報告しているか ・ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか ・ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか ・ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	・ 事故発生の防止のための指針 ・ 市町村、入所者家族等への連絡状況がわかるもの ・ 事故に際して採った処置の記録 ・ 損害賠償の実施状況がわかるもの ・ 事故発生防止のための委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 担当者を置いていることがわかるもの
虐待の防止 (養第30条) (特第31条の2) (軽第33条の2)	・ 虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護職員その他従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・ 虐待の防止のための指針 ・ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ・ 担当者を置いていることがわかるもの
介護現場の生産性の向上（特第31条の3） ※令和9年3月31日まで努力義務	・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しているか	・ 生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの

確認項目			確認文書
	入所者預かり金等 管理の適正化	施設が管理する入所者の現金、預貯金通帳、 年金証書及び印鑑等（以下「預かり金等」とい う。）は適正に管理されているか	・ 預かり金等の管理に関 する規程 ・ 預かり金等に係る契約 書面（契約書、委託書、 依頼書等） ・ 預かり金等に関する記 録（帳簿、領収書等）

注１）（養第〇条）は養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）
の該当条項

注２）（特第〇条）は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）
の該当条項

注３）（軽第〇条）は軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生省令第107号）
の該当条項

注４）（条例第〇条）は高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和
３年条例第１号）の該当条項

別表

	養護老人ホーム (養第7条)	特別養護老人ホーム (特第7条) 地域密着型特別養護老人ホーム (第59条準用)	ユニット型特別養護老人ホーム (特第34条) ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (第63条準用)	ケアハウス (軽第7条)
運営規程	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者の処遇の内容 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 非常災害対策 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 8. その他施設の運営に関する重要事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者の処遇の内容及び費用の額 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 緊急時等における対応方法 7. 非常災害対策 8. 虐待の防止のための措置に関する事項 9. その他施設の運営に関する重要事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入居定員 4. ユニットの数、ユニットごとの入居定員 5. 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 6. 施設の利用に当たっての留意事項 7. 緊急時等における対応方法 8. 非常災害対策 9. 虐待の防止のための措置に関する事項 10. その他施設の運営に関する重要事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 非常災害対策 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 8. その他施設の運営に関する重要事項